

一三三二一
一三三二二
一三三二六

昭和二十年二月廿七日二時

分南政

在函賀 松本大使 電光大東亞大臣

印印問題（「印度支那政府處理要領」）ニ關スル件
第二二號（副長符號、大至急）
往電第一五號ニ請フ

二月二十六日最高戦争指導部報告トシテ確定ヲ見タル處右往電
政府處理要領中修正セラレタル箇所左ノ如ク

一ノ(イ)「状況ニ依リ」ヨリ「任セシムルモノトス」迄削除
一ノ(ロ)「但」ヨリ「留意スルモノトス」迄削除

二「印印カ我カ要求ニ應セサル場合」トアルヲ「印印カ我カ要求
ニ應セス武力ヲ行使スル場合」ト修正

三ノ(イ)「印印軍人、武装警察隊員ハ武装ヲ解除シ抵抗スルモノハ
之ヲ俘虜トシ百ルモノハ取ルハ夕捕ニ再編成ノ上之カ活用ヲ圖

電信寫

SECRET

B 1.7.0.0 - 54

212

ル」ト修正

一ノ(ロ)「但」ヨリ「留意ス」迄ヲ「但作戰上特ニ必要アル場合ニ
ハ我方ニ於テ財産ヲ管理シ居住、行動等ニ制限ヲ加フルコトヲ
リ」ト修正

二ノ(イ)「第三項中」當面現地陸軍最高指揮官之カ實施ニ任ス」トア

ルヲ「茲當リ我方ニ於テ之カ實施ニ任ス」ト修正
三ノ(ロ)「左記ニ準據シ」ヨリ「任スルモノトス」迄ヲ「左記ニ準
據ス」ト修正

四全文削除（修正ノ上別ノ決定中ニ記載）
求尾ヲ「備考」トシテ廣州灣租借地ニ於ケル政府處理ニ關シテ
ハ本要領ニ準ス」ヲ挿入

（尙軍機事務當局ハ三ノ(ロ)ノ買領「速ニ」ノ前ニ「成ルヘク」
ナル字句ノ挿入ヲ主張スルニ對シテ戰爭指導部會議ニ於テ本大臣ハ

東京二〇九

B 1.7.0.0 - 54

213

事務局長一覽

大 次

官 五

(分類)

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|------|---|---|----|----|---|---|---|---|---|-----------------|
| 電 信 業 | 基礎 ト ニ テ 研 究 中 ニ シ テ 日 進 ニ ハ 確 定 | 一、佛印の我方要求の受諾せし場合、帝國政 府聲明ニ付テハ目下別電第一八号ノ案 | 電送第 | 時 | 分 | 秒 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | 秒 | 管 長 |
| | | | 件 | 名 | 宛 | 主任 | 昭和 | 年 | 月 | 日 | 起 | 草 | |
| | | | 第一 | 一 | | | | | | | | | 主任 事務局長 長 |
| | | | 記録件名 | 發 | | | | | | | | | 發電係 |
| | | | | | | | | | | | | | 記録係 |

電信課長

發電係

27 36

1.7.0.0 - 54

215

原文通り單ニ「通ニ」トスルコトヲ主張セ本大臣ノ主観通り
決定セテ次第ナリ
買頭往電ヲ本電ニ依リ修正セテトタム上陸海軍ニ示サレ度

1.7.0.0 - 54

214

REEL No. A-1216

アジア歴史資料センター

郵務局第一課

大 官 次

(分類)

| | | | | |
|-------------------|------------|-------------|------------|-------------|
| 電 信 案 | 第 一 七 號 | 電送第 | 號 | 主 管 |
| | | 年 月 日 時 分 | 分 發 | 長 |
| 基礎トニテ研究件ニシテ日進ニハ確定 | 目下別在芽一八号ノ案 | 件 名 | 宛 | 主任 |
| | | 帝國政府聲明ニ関スル件 | 在野首 松本 大 臣 | 郵務局長 |
| | | 配録件名 | 發 | 昭和 年 月 日 起草 |
| | | | 産光 大臣 | 27 36 |

本標規規B5) S 1.7.0.0 - 54

215

電信課長

發電係

記帳

原文通り「...」...
 決定...
 ...

S 1.7.0.0 - 54

214

REEL No. A-1216

アジア歴史資料センター

電信案

千トクノヲシテ、以テ、昔表セシムルカ、共同表
 示、爲ス、爲シ、以テ、新、新、計、相、成、成、成
 大東亞、力、点、一、新、報、七、リ、

標準規格JIS

B 1.7.0.0 - 54

217

電信案

外務省

日本標準規格

大東亞ノ、全面的ニ、成、カ、要、示、ヲ、啓、諾、セ、ル、物、也、
 ニ、於、テ、ハ、東、南、亞、政、府、声、明、ヲ、昔、表、セ、ス、實、際、に、
 受、諾、セ、ル、ニ、旨、ヲ、報、知、シ、テ、昔、表、ス、ル、コ、ト、ト、ス、
 大、東、亞、ノ、直、前、所、得、ノ、手、続、カ、爲、シ、佛、印、カ、要、求、ヲ、
 大、東、亞、ノ、政、府、声、明、ノ、淵、源、法、定、内、容、ヲ、手、続、カ、要、
 大、東、亞、ノ、直、前、所、得、ノ、手、続、カ、爲、シ、佛、印、カ、要、求、ヲ、
 受、諾、セ、ル、ニ、旨、ヲ、報、知、シ、テ、昔、表、ス、ル、コ、ト、ト、ス、
 大、東、亞、ノ、直、前、所、得、ノ、手、続、カ、爲、シ、佛、印、カ、要、求、ヲ、
 受、諾、セ、ル、ニ、旨、ヲ、報、知、シ、テ、昔、表、ス、ル、コ、ト、ト、ス、

21

REEL No. A-1216

郵印廣煙ニ關スル帝國政府聲明第一號一案
 帝國ハ「インダ」ニ關シテ印度支那ノ共同防衛ニ基キ、終
 始一貫印度支那ニ於ケル帝國官憲及軍隊ト協力シ同方面ノ防衛ニ
 奮リ來レルカ、戰局ノ推移ト共ニ俾爾西出先官憲ノ應援ハ漸次燃
 更ラ來シ、軍口反機機勢力ノ意ヲ退ノルニ餘ニシテ感カニ之トノ
 連繫ヲ試ミ、敵軍ニ對シ共同防衛ノ實ヲ示ササルニ至レリ、
 我代表ハ之ニ對シテ屢次反省ヲ促シタルモ、遂ニ其ノ効ナキヲ以
 テ帝國軍隊ハ目前ニ迫レル敵ニ對シテ單獨ニ印度支那ヲ防衛セザ
 ルヘカヲサルニ立チ至レリ。即チ帝國軍隊ハ印度支那ノ防衛ノ爲
 メ敵性官憲ヲ排除シ、我ニ協力スル現地官憲ニハ援助ヲ與ヘ以テ
 相共ニ協力シテ所期ノ目的ヲ達セントスルモノナリ。

外務省

1.7.0.0 - 54

219

成

(分類)

| | | | | |
|-------------|------------------|---------------|----------|---------------------------------|
| 電 信 案 | 暗 平 | 電送第 | 號 | 主管 |
| | | 昭和2年2月1日 | 時 | 政務局長 |
| 外 務 省 | 第 一 八 號 | 件名 | 宛 | 任 主務局長第二課長 |
| | | 帝國政府聲明第一號(郵電) | 佐西官 格才方長 | 昭 和 年 月 日 起 草 |
| | | 記録件名 | 發 | 27 37 |
| | | | 座花石陸 | 記帳済 |

(日本標準規格B5)
 1.7.0.0 - 54 218

REEL No. A-1216

0416

アジア歴史資料センター

電信寫

極秘

電信課長(密)

大東亞省

昭和二〇 五二七九七 西貢 二月二十八日一九〇〇發
五二八一五 本省 二十八日二〇〇〇着

暹光大東中大臣 要特別注意 松本大使
K (大東中 各大臣宛) 第一六號(前長符號、大至急)

(佛印處理問題)

二十七日午前本使官邸ニ河村參謀長竹内次官ヲ來訪シ軍政問題ヲ話
出セル總ニテ次官ヨリ學務所ニ電話アリタルニ村塚本ヲ同席セシメ
タル處參謀長ハ

大使ハ一時軍司令官顧問トシテ總督府ノ連轉ニ泗ヲ注入シテ頂キタ
シ

塚本ハ總務長官トシテ輔佐官一名ヲ大使府員ヨリ選定シ更ニ總督府
官房長ヲ選定シテ頂キタシ(車部ノ意見トシテ官房長ハ官持囑託ヲ
適任トスル意見アリト追加ス)

S 1.7.0.0 - 54

220

以上ハ軍事上且ムヲ得ス取りタル一時的ノ賠償ナルト共ニ其ノ處
置ハ必要ナル最少限度ニ止ムルコトトセリ。從ツテ、帝國ハ何等
印度支那ニ對シテ領土的企圖ヲ有スルモノニ非ルハ勿論ナリ。
東亞侵略ノ勢力ニ對シ其ノ擲土ヲ防衛セントスル印度支那ノ住民
ニ對シテハ有ニル援助ヲ辭セサルモノニシテ、久シキニ亙リテ
懸セラレタル彼等ノ民族的獨立實現ノ要望ハ大東亞共同宣言ノ趣
旨ニ基キ全幅的ニ之ヲ支援スルモノナルコトヲ併セテ茲ニ再明
示ス。

外務省

S 1.7.0.0 - 54

219-1

電信寫

極秘

電信課長

大東亞省

昭和二〇 五二七九七 暗 西貢 二月二十八日一九〇〇發
五二八一五 本省 二十八日二〇〇〇着

暹光大東亞大臣

要特別注意

松本大使

K (外務) 各大臣宛 (第一六號) (館長符號、大至急)

(佛印處理問題)

二十七日午前本使官邸ニ河村參謀長竹内次官ヲ來訪シ軍政問題ヲ話
出セル趣ニテ次官ヨリ事務所ニ電話アリタルニ付塚本ヲ同席セシメ
タル處參謀長ハ
大使ハ一時軍司令官顧問トシテ總督府ノ連轉ニ油ヲ注入シテ頂キタ
シ
塚本ハ總務長官トシテ輔佐官一名ヲ大使府員ヨリ選定シ更ニ總督府
自房長ヲ選定シテ頂キタシ(車部ノ意見トシテ自房長ハ會持囑託ヲ
適任トスル意見アリト追加ス)

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

220

以上ハ軍事上止ムヲ待ス取リタル一時的ノ措置ナルト共ニ其ノ處
置ハ必要ナル最少限度ニ止ムルコトトセリ。従ツテ、帝國ハ何等
由及支那ニ對シテ領土的企圖ヲ有スルモノニ非ルハ勿論ナルベシ。
東亞後略ノ努力ニ對シ其ノ進土ヲ防衛セントスル印支支那ノ住民
ニ對シテハ有ユル援助ヲ辭セサルモノニシテ、久シキニ直リテ
懸セラレタル彼等ノ民族的獨立實現ノ要望ハ大東亞共同宣言ノ趣
旨ニ基キ全幅的ニ之ヲ支援スルモノナルコトヲ併セテ茲ニ再宣ス。

外務省

S 1.7.0.0 - 54

219-1

REEL No. A-1216

極秘

電信寫

護田ハ經濟局長トス
 西尾ヲ土木總監
 久保田ヲ交趾支那知事(原任民ヨリ知事ヲ得タル場合ハ其ノ顧問)
 西村ハ「トンキン」理事長官(括弧内前項ニ同シ)
 河野ハ「カンボヂヤ」王國顧問
 小長谷ハ「ラオス」理事長官兼「ルアンプラバン」王國顧問
 横山顧問ハ安南王國顧問
 其ノ他警務總監ハ憲兵隊長財務局長ハ正金支店長法務關係ハ軍政地
 政ヨリ司政自ヲ送定シ河内海防「ツौरアン」原任民官史中ノ先任者
 フシテ代理セシメ日本人顧問ヲ直ク等ノ信車腹案ヲ詰レルニ付本
 ヲリ日本人カ表面ニ現ハルコトハ從來通り反對意見ヲ有スルコト
 フ告ケ次官ハ款本ノ言フコトヲ聞カレ度キ旨詰リ不便ト協議ノ上史
 ニ連絡スヘキ旨答ヘ曾談ヲ終リ款本ハ直ニ石ノ越ヲ本使ニ報告シ個
 人的問題トシテ事ニ於テ總務長官ヲ是非ニ引受ケシムルコトハ對外

大東亞省

S 1.7.0.0 - 54

221

東京 四三七

極秘

電信寫

關係上(三字脱)ニ立入りタルコトヲ示ス其理由トナルニ付極力反
 對セラレ度キ旨ヲ申出テ若シ草ニ於テ總カサレハ辭意總許方ヲ願出
 テ久保田亦同様ノ理由ニ依リ辭表ヲ提出シ來レルニ付向日夜土橋司
 令官ノ來訪ヲ求メ右兩者ノ辭意アル所ヲ得ヘ總督府局長及地方長官
 級ヲ日本人ヲ以テ充ツルコトハ對外國係上又外交官トシテノ立場上
 絕對ニ不可ニ付總テ大使府員ハ顧問トナリテ勳キ得ル様再考方ヲ求
 メタル處司令官ハ自分ハ典存ナキモ草モ機轉ヲ有スルニ付協議ノ結
 果ニアラサレハ總督シ難キモ大使ノ御希望ニ即テ機轉カスベシト終
 シテ引揚ケタリ
 事態期クノ如クニシテ在電K 第一〇號本使ノ暴中ト甚タシク機轉
 ルニ付司令官ノ回答ヲ待テ更ニ何分ノ訓令ヲ仰ク心算ナリ本件ハ機
 敏ナル端アルモ坵地ノ事情切迫ノ爲次官トモ機轉ノ上ニ取敢右報告
 ス (了)

大東亞省

S 1.7.0.0 - 54

222

東京 四三七

極秘

電信課長

大東亞省

昭和二〇 五二八〇〇

四頁 二月二十八日三〇〇〇
本省 二十八日二〇五〇〇

風光大東亞大臣

松本大使

外務大臣宛 第一七號 (館長付紙、太主紙)

(佛印處理問題)

駐印 K 第一六號ニ關シ

二十八日午前河村參謀長本使ヲ來訪(塚本同席)前記土橋司令官ニ
述ヘタル當方意圖ニ對スル回答ヲ齎シタルカ(詳細別ニ報ス)其
ノ際領事館存置問題ニ付テハ信郵隊トシテハ各種ノ在留邦人問題等
務ノ爲ニハ寧ロ其ノ存置ヲ希望シ居レルモ右ガ問題ノ申合セニ於テ
明カナラサルト共ニ總軍ニ於テ反對意見アル爲自分トシテハ決シ兼
ネ居ル實情ナリ從テ本件ハ中央ニ於テ決定アラハ却テ好都合ナリト
ノ意見ヲ述ヘ居タリ既テハ此ノ際大至急領事館存置ノ大綱ヲミニテ
モ決定相成リ現地ニ指示アル様御取計方希望ス

電信寫

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

223

極秘

電信課長

大東亞省

〇二〇 五二八一四

西貢 二月二十八日三〇〇〇
本省 二十八日二〇三〇〇

風光大東亞大臣

松本大使

外務大臣宛 第一八號 (館長付紙、太主紙)

(佛印處理問題)

在電表 六號ニ關シ

二十八日午前河村參謀長事務所ニ塚本ヲ來訪二十七日夜本使ヨリ司
令官ハ懇談セル事項ヲ皆承諾スル旨ヲ告ケ更ニ本使ニ面談シ具體的
佛譯語等ヲ相談セルニ付參事官以上ハ之ヲ皆「コンセイエ、オウ、
グウベルタマン、ゼネラル」(司令部顧問)トシ總務長官局長等ハ
「Kasanto function du」(事務管理)ト稱シ適當ノ現地人ヲ選任
スル迄ハ空位ト爲スコト然ルヘント述ヘタル趣別任官ハ顧問トシテ
異議ナキモノト忠告スルモ委任官ハ研究ノ上決定シタク尙府員ヲ如

電信寫

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

224

極

電信寫

何ニ振當テルヤハ大使府ニテ立案シ頂キタシト述ヘ陸軍次官ヨリノ
 電報（政務處理要綱及大使府機密ニ關スル申合せ）ヲ示シ「直轄地
 ニハ軍政ヲ施行ス」トナリ居ル爲信軍トシテハ實ニ困リ居ル次第ニ
 テ成ルヘク右ニ捉ヘレス從來ノ構想ニテ取運ヒタキニ付其ノ心算ニ
 テ右ノ件立案續度ク尙領事館ヲ如何ニスルヤニ付テハ何等明示シ居
 ラサルニ付大使府ヨリ照會アリタキ旨ヲ依頼シテ（往電五第一七號
 參照）辭去セリ不收取

（了）

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

225

大東亞省

電信寫

自三四〇九
 至三四一五
 昭和 廿年 二月廿八日十九時十分
 南發

在野貴 松本大使
 佛印問題ニ關スル件
 第二三號 前長符號 大至急
 二月二十六日最高戰爭指導會議ニ於テ「對佛印武力處理發動ニ關
 スル件」別電第二四號ノ通り決定ヲ見タル處
 右決定ニハ極ノテ重要ナル統帥事項ナルニ付御如才無キコトト
 ハ存スルモ機密保持方特ニ御注意アリ度
 右決定ニ「二時間」トアルハ貴大使ヨリ先方ニ對スル所擬ノ
 説明終了後先方ヲシテ考慮セシムル爲ニ與フル時間ナリ（此點
 ニ付テハ詳細追電スヘシ）
 中央ニ於テモ諸般ノ準備ノ都合アルニ付貴大使ト先方トノ面會

東京 二〇九

S 1.7.0.0 - 54

226

REEL No. A-1216

電信寫

時期確定次第大至急（通クトモ右時期ノ二十四時間位前ニ當力
 ニ因ク傑一電報アリ度
 國發表其ノ他ノ關係モアリ右面會ノ場所、會談ノ手筈、形式等ニ
 付貴大使ノ御心組ニテモ豫メ電報アリ度
 本件決定ニハ「印度支那紛争處理要領」原案四ツ修正セルモノ
 ニシテ右ハ總督自身カ我方要求ヲ拒否セル場合ハ問題無キモ總
 督ハ我方要求ヲ容レタルモ部下ノ旨意等カ之ニ反抗スルカ如キ
 「デリケート」ナル事態ノ發生スル場合ヲ考慮シ佛印カ我方要
 求ヲ容レタリヤ否ヤノ最終的決定ハ陸軍最高指揮官ヲシテ貴大
 使ト連絡ノ上之ヲ爲サシムルモノナルコトヲ明カニセル次第ナ
 リ尙、海軍ハ陸軍最高指揮官ノ總下ニ在ルニ鑑ミ海軍最高指揮
 官ナル字句ハ削除セル次第ナリ
 内廣州灣ニ對シテハ暗黙ノ關係上本件其他佛印處理ニ關スル決定
 申會等ハ一切電報ニ依リ承知セシムルコトトセリ
 以上

(東京二〇九)

S 1.7.0.0 - 54

227

號 番 種
 一三四一七
 一三四一六
 昭 和 二 十 年 二 月 廿 八 日 一 九 時 十 分
 南 政

在西貢 松本大使
 佛印問題ニ關スル件（別電）
 第二四號（館長符號、大至急）
 對佛印武力處理變動ニ關スル件
 一、兼高戰争指導會議決定第一六號情勢ノ變化ニ關スル佛印處理
 ニ關スル件ニ據ル武力處理ハ三月上旬以降機宜之ヲ遊動スル
 モノトス
 二、同決定第一六號要領一ノ（ハ）ノ〇時間ハ二時間トス
 三、佛印カ帝國ノ要求ニ應シタリヤ否ヤハ現時陸軍最高指揮官ニ
 於テ大使ト連絡ノ上之ヲ決定ス
 以上

(東京二〇九)

S 1.7.0.0 - 54

228

電信寫

一三四八六
一三四八八
昭租二十年三月一日二〇時
分
主
備
啟

在西貢 松本大使 藏光大東中大臣

佛印問題（現地備辦及大東中省出先機關ノ地位、身分）ニ關スル
件
第二八號 館長符號 大亞急
佛印問題ニ伴フ現地備辦ニ關シ別電第二九號ノ通二月二十六日內
閣、陸、海、外、大東中各省開申合セ決定スルト共ニ右申合セノ
ニノ聯合ニ於ケル大東中省出先機關ノ地位、身分ニ關シ軍備ト精
々折衝ノ結果別電第三〇號ノ通三月一日外務省政務局長、大東中
省總務局長、陸軍省軍務局長間ニ諒解成立セリ（軍ヨリモ電報濟）
依テ貴電及第一五號ノ件ニ付テハ前記方針ノ範圍内ニ於テ貴大使
ノ御裁量ニ依リ適宜措置セラレ奉後本省ニ御報告アリ度

（東京二〇六）

S 1.7.0.0 - 54

229

電信寫

一三四七九
一三四八一
昭租二十年三月一日二〇時
分
主
備
啟

在西貢 松本大使 藏光大東中大臣

佛印問題（現地備辦）ニ關スル件（別電）
第二九號 館長符號 大亞急
對佛印武力處理ニ伴フ關係省申合
最高戰爭指導會議決定第一六號「情勢ノ變化ニ伴フ佛印處理ニ關
スル件」ノ實行ニ伴ヒ現地備辦ヲ左ノ通措置ス
記
一、佛印カ益面的ニ帝國ノ要求ヲ受諾シタル機會ニ於テハ大使府ハ
之ヲ存留ス但シ政務ノ處理ニ當リテハ大使ハ現地軍最高指揮官
ノ同意ヲ得テ之ヲ行フモノトス
大使ノ隨員中所要ノモノヲ軍ノ要員トシテ活用ス
二、佛印側カ帝國ノ要求ヲ受諾セヌ之ヲ軍管理下ニ置キタル機會ハ

（東京二〇六）

S 1.7.0.0 - 54

230

電信寫

一三四八九
一三四九二

昭和二十年一月一日 二〇時

分南政

在 函 實 松 本 大 使

廣 光 大 東 亞 大 臣

佛 印 問 題 (大 東 亞 省 出 先 領 事 ノ 地 位、身 分) ニ 關 スル 件 (別 電)

第 三 〇 號 館 長 符 號 太 重 倉

理 佛 印 武 力 威 望 ニ 伴 フ 關 係 省 申 會 六 ノ 議 合 ニ 於 ケル 大 東 亞 省 出 先 領 事 ニ 關 スル 議 事 項

一 大 使 ハ 軍 艦 船 ト シテ ハ 廣 高 領 事 官 ノ 政 務 ニ 關 スル 領 事 官 タル ヲ
ト ス 但 シ 大 使 ノ 軍 艦 船 タル コト ハ 外 部 ニ 披 表 セ ス

二 議 合 ニ 基キ 領 事 官 海 (引 渡) 領 事 官 ヲ シテ 之 ヲ 行 ハ シ ム 但 シ 右
領 事 官 ト 雖 モ 同 時ニ 軍 艦 船 ト シテ 軍 用 令 官 ノ 方 針 ニ 違 出 セ シ ム
ル ヲ ト ス

三 大 東 亞 大 臣 及 外 務 大 臣 ヲ リ 大 使 及 總 領 事 官 ニ 宛 タル 文 書、電 報
ハ 人 事、會 計 及 一 般 情 報 ニ 關 スル ヲ 除キ 餘ク 陸 軍 省 ト 協 議

東 東 二 〇 九

S 1.7.0.0 - 54

232

大 使、隨 員 (總 領 事、領 事 等) 會 員 (其 ノ 身 分) 存 シ 軍 ノ 艦 船
又 ハ 從 軍 文 官 ト シテ 軍 ニ 於 テ 出 用 ス

東 東 二 〇 九

S 1.7.0.0 - 54

231

スルモノトス
阿大使及總領事等へ其ノ受信ヲ總テ軍司令官ノ御覽ニ供スルモノ
トシ其ノ發信ヘ軍司令官ノ同意ヲ得テ之ヲ行フモノトス
但人等、會計ニ關スルモノハ此ノ限リニ在ラス

S 1.7.0.0 - 54

233

REEL No. A-1216

0425

アジア歴史資料センター